



民生委員・児童委員

主任児童委員



Q

民生委員・児童委員とは

A 地域を守り、地域住民の立場に立って相談に応じる「地域の身近な相談相手」です。

厚生労働大臣から委嘱される「**民生委員**」は、自らも地域住民の一員として、高齢者や障がいのある方の見守り、こどもたちへの声かけなどを行う地域福祉のボランティアで、「**児童委員**」を兼ねています。

また、民生委員・児童委員は非常勤で特別職の地方公務員であり、生活上のさまざまな心配ごとの相談に応じ、その内容に合わせて必要な支援が受けられるよう地域の専門機関に“つなぐ”役割を担っています。

Q

主任児童委員とは

A こどもや子育てに関する仕事を専門に担当する児童委員が主任児童委員です。

任期は3年!



児童委員のなかでも、特にこどもや子育て家庭に関する仕事を専門に担当するのが主任児童委員です。担当区域を持たず、学校や児童委員と連携しながら子育て支援や児童健全育成活動などに取り組んでいます。全国で約2万人が活動しています。なお、主任児童委員の「主任」は、職位ではなく、こどもに関する支援を「主に任せる」という意味があります。

児童委員・主任児童委員の活動の一例

□社会資源を活用した居場所づくり等

公民館を拠点として、児童委員、主任児童委員、青少年育成連合会、公民館、学生ボランティア等と一緒に連携・協働しながら、休日のこどもの居場所づくりを行っています。また、社会福祉協議会などさまざまな団体と協力して活動の幅を広げています。保護者からは子育ての悩みを聞くこともあります。必要に応じて学校や関係機関につないでいます。

民生委員・児童委員の声（魅力）

□ありがとうのことばがうれしい！ □関係機関との連携が心強かった。 □新たなことにチャレンジできます。
□人生を豊かにしてくれました。 □とにかく出会いが多いので、いつまでも続けたい活動です。

向いている方

- 人と関わることが好きな方
- 地域のために何かしたいと考えている方
- 委員活動を行うにあたって健康上支障のない方

働きながら活動する委員の比率

主任児童委員※
56.4%



働きながら活動する民生委員・児童委員は増加傾向にあります。

※全国民生委員児童委員連合会 平成28年「全国モニター調査」より

Q

どうしたら委員になれますか

A 民生委員法に規定された要件を満たす人が、市町村に設置された民生委員推薦会によって県知事に推薦され、県知事は社会福祉審議会に意見を聴いた後に厚生労働大臣に推薦、厚生労働大臣が委嘱（指名）します。詳しくは、お住まいの市町村民生委員・児童委員担当課にお問い合わせください。

民生委員・児童委員選任基準（詳細は裏面）

- 人格識見高く、広く社会の実情に通じ、かつ、社会福祉及び児童福祉の増進に熱意のある者
- 地域住民の信頼が厚く、地域福祉の向上に積極的な活動が期待できる者など [詳細は裏面参照]

※原則として、75歳未満の者（ただし、地域の実情を踏まえ、要件を満たせば、75歳以上の者でも可能）

主任児童委員選任基準（詳細は裏面）

- 児童福祉に関する理解と熱意を有し、専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者など [詳細は裏面参照]

※原則として、55歳未満の者（ただし、地域の実情を踏まえ、要件を満たせば、55歳以上の者でも可能）

※一部の児童委員が、児童に関する仕事を専門に担当する“主任児童委員”的指名を受けています。

宮崎県民生委員児童委員選任基準

- 人格識見高く、広く社会の実情に通じ、かつ、社会福祉及び児童福祉の増進に熱意のある者であること。
 - 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者
 - その地域に居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域住民が気軽に相談に行けるような者
 - 生活が安定しており、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者
 - 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者
 - 児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者
- 地域住民の信頼が厚く、地域福祉の向上に積極的な活動が期待できる者
- 民生委員・児童委員としての立場や活動を政治目的のために利用しない者
- 活動するにあたって時間的に余裕があると認められ、かつ長期不在のおそれがないこと。
- 児童、妊産婦等に対する積極的な支援が期待ができる女性の選任に配慮すること。
- 男女比の極端な偏りがないよう留意するとともに、将来にわたって積極的な活動を行えるよう、75歳未満の者を選任するよう努めること。
なお、新任の民生委員・児童委員は、原則として75歳未満の者を選任すること。
但し、地域の実情をふまえ、自治会活動やボランティア活動、地域行事への参加等を積極的に行い、社会福祉に対する理解と熱意がある候補者については、75歳以上であっても差し支えないものとする。

宮崎県主任児童委員選任基準

上記の「民生委員・児童委員の選任基準」に該当し、かつ以下に掲げる基準に照らして主任児童委員にふさわしい者であること。

- 児童福祉に関する理解と熱意を有し、また次に例示する者など専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者であること。
 - 児童福祉施設等の施設長若しくは児童指導員若しくは保育士等として勤務した者又は里親として児童養育の経験のある者
 - 学校等の教員の経験を有する者
 - 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する者
 - 子供会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、PTA活動等の活動実績を有する者
- 女性の積極的な登用に努め、民生委員協議会における主任児童委員の定数の半数は女性となるよう努めること。
- 原則として、55歳未満の者を選出するよう努めること。
なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるので留意すること。